

令和7年4月9日 第2回地域活性化・人手不足対応WG

愛知県名古屋市

公費解体に関する要望

《南海トラフ巨大地震の被害想定 ※「名古屋市災害廃棄物処理計画（平成 28 年 10 月）」》

- ✓ 最大震度 6 強
- ✓ 最高津波水位（T.P.） 3.3m
- ✓ 死者数 約 1,400 人
- ✓ 建物全壊・焼失棟数 約 15,000 棟
- ✓ 建物半壊棟数 約 84,000 棟
- ✓ 災害がれきの発生量見込み 約 800 万 t（7,892 千トン）

《前提》

- 公費解体に関する業務は可能な限り、簡便にしてほしい。
（そうでないと、自治体として回らないし、うまく活用されない可能性がある。）

《建物性の判断について》

- 事例の収集公表
建物性の判断が悩ましい建物等の事例の収集・公表
- AI 等のテクノロジー活用
 - ー ドローンを用いた 3 次元での映像撮影、解析
 - ー 画像データの解体手続や事前立会いでの活用
- 住家被害認定と建物性の判断の同時実施
- 登記官など建物性を判断できる人材の派遣を国が主導

《申請書類について》

- 申請自体も可能な限り簡素化し、最低限のもののみとしてほしい。
- 公費解体の申請書類としては、『本人確認書類、罹災証明書』があれば良い。
※環境省の『公費解体・撤去マニュアル 第 5 版』に記載されている「公費解体の申請書類

の考え方」では、「損壊家屋等の解体は、私有財産の処分に当たるため、各市町村における公費解体の申請事務に際しては、所有者の本人確認や建物の情報の把握を確実に行う必要がある。」との記載。

○ 実印の押捺・印鑑登録証明書が必要ないことの明記。

※マニュアルには「一般に不動産取引などにおいて実印の押捺・印鑑登録証明書の添附が本人確認の方法として利用されることもあるが、公費解体の申請者の本人確認の方法は必ずしもそれに限定されるものではない」との記載。

○ 提出書類の種類や様式の統一化

※市町村が各々判断しなければいけないことは、余計な負担となる。

○ 罹災証明等公費解体申請に必要な情報が連携されたシステム構築

以上